

資料1-3 権利と義務の所在に関する覚書

覚 書

前田敬（以下「甲」という）と八頭中央森林組合（以下「乙」という）は、オフセットクレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

記

1. 甲は、甲が行った施業により発生するJ-VERに関する一切を乙に委譲する。
2. 甲は、平成35年3月31日までの間、施業計画どおりに間伐を実施するとともに、不適切な主伐や土地転用など温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 甲は、平成35年3月31日までの間、プロジェクト対象地を第三者に譲渡しない。
4. 乙は、J-VER制度で得られた売り上げの $\frac{\quad}{\quad}\%$ を甲に還元する。
5. J-VERクレジット取得にかかる経費は乙が負担する。

特記事項：

甲、乙いずれかが契約の見直しに関する請求を行った場合には、甲、乙ともに誠意をもってこれを協議する。

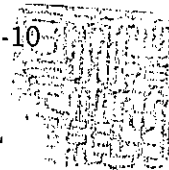
以上

平成 25年 1月 21 日

甲 鳥取県鳥取市佐治町大井 202
前田 敬



乙 鳥取県八頭郡八頭町郡家 763-10
八頭中央森林組合
代表理事組合長 前田 幸己



覚 書

遠藤裕治郎（以下「甲」という）と八頭中央森林組合（以下「乙」という）は、オフセットクレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

記

1. 甲は、甲が行った施業により発生するJ-VERに関する一切を乙に委譲する。
2. 甲は、平成35年3月31日までの間、施業計画どおりに間伐を実施するとともに、不適切な主伐や土地転用など温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 甲は、平成35年3月31日までの間、プロジェクト対象地を第三者に譲渡しない。
4. 乙は、J-VER制度で得られた売り上げの %を甲に還元する。
5. J-VERクレジット取得にかかる経費は乙が負担する。

特記事項：

甲、乙いずれかが契約の見直しに関する請求を行った場合には、甲、乙ともに誠意をもってこれを協議する。

以上

平成 25年 1月16日

甲 鳥取県鳥取市佐治町栃原 66
遠藤 裕治郎



乙 鳥取県八頭郡八頭町郡家 763-10
八頭中央森林組合
代表理事組合長 前田 幸己

